

見守りサービスの導入に関する協定書

佐賀市（以下「甲」という。）と、株式会社otta（以下「乙」という。）と、イワタニ九州株式会社（以下「丙」という。）は地域の力で見守る「otta見守りサービス」（以下「本サービス」という。）のサービス提供に向けた取り組み（以下「本取り組み」という。）の実施について、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本取り組みは、甲乙丙が相互に協力し子どもと高齢者の安心かつ安全な暮らしを実現するため、住民サービスとして提供する本サービスを広く浸透させることを目的とする。また、地域住民と一体となった見守りサービスを構築する。

（本取り組みの内容）

第2条 第1条の目的を達成するため子どもを対象とした見守りサービスを先行して取り組む。

2 甲乙丙は、次の各号に定める本サービスの取組みを共同で実施する。

(1) 実施場所

佐賀市内の小學校区

(2) 対象者

市内在住の小学生及びその保護者

(3) 本サービスの内容等

別紙1のとおり

(4) 実施期間

本協定の締結日から5年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲乙丙がいずれかにより協定の更新について特段の申出がない場合は、有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（役割分担）

第3条 本取り組みにおける甲乙丙の役割分担は次のとおりとし、その細目は別紙「運営細則」に則り、履行するものとする。

甲 本サービスにおける無料サービスの登録率100%を目指し、児童が見守り端末を携帯するための募集啓蒙活動を行う。また、乙が行う環境構築の補助（運営細則による）

乙 本サービスの事業主体（無料及び有料サービスのシステム提供、サービス運営、環境構築）

丙 本サービスの環境構築（乙が行う環境構築の補助含む）、運営支援（見守り人の加入促進）

(費用負担)

第4条 前条で乙及び丙の役割とされた事項にかかる諸費用は、乙及び丙が負担する。ただし、環境構築に関しては市立小学校を対象とする。また、前条で甲の役割とされた事項にかかる諸費用、学校及び公共施設に設置する本サービスに必要な固定基地局端末の稼動に要する電気代及び既設 Wi-Fi 網活用による通信費は甲が負担する。その他、甲乙丙以外の第三者との協議・調整によって、環境構築にかかる費用の負担が必要となった場合については、甲乙丙協議協力のもと対応する。

2 本サービスの実施期間中、乙は本サービスの利用を希望する対象者へ見守り端末を無償で配布する。

3 前項により対象者へ配布した端末は、配布後は利用者は無償で譲渡する。

(秘密保持)

第5条 甲乙丙は、相手方の同意を得ることなく、本協定に関する取組みによって知り得た一切の情報を第三者に漏らしてはならない。

(反社会的勢力の非関与)

第6条 甲は、乙丙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(損害賠償)

第7条 甲乙丙は、本協定に違反し相手方に損害を生じさせた場合、当該損害について賠償する責任を負うものとする。

(管轄裁判)

第8条 甲乙丙は、本協定に関連して紛争が生じた場合、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第9条 本協定の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙丙は誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自1通を保有する。

令和4年12月22日

甲 佐賀県佐賀市栄町1番1号
佐賀市
佐賀市長

坂井 英隆

乙 福岡県福岡市博多区下川端町1番1号
株式会社 otta
代表取締役社長

山本 文和

丙 福岡県福岡市博多区榎田2丁目2番3号
イワタニ九州株式会社
代表取締役社長

山崎 敏孝